

# 城陽市教育大綱

令和4年4月改訂

城陽市

## I 大綱策定の趣旨

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されているものであり、地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものです。

本市の教育大綱については、国の「教育振興基本計画」や京都府の「教育振興プラン」を踏まえたうえで、市長と教育委員会が総合教育会議において協議し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

## II 城陽市教育大綱の基本理念

### “笑顔輝く” 愛着と創造力を育むまちづくり

温暖な気候となだらかな丘陵地や田畑、水量豊かな川や地下水等に恵まれた本市は、古くはおよそ2万年前の旧石器時代から人々の営みがあり、古墳時代を中心として数多くの歴史・文化遺産が存在し、日本を代表する京都と奈良という二つの古都の間にある「五里五里の里」と称されてきた、緑樹が陽に映える歴史あるまちです。

現在、新しい国土軸として新名神高速道路の整備が進められており、市東部に広がる東部丘陵地については、日本初となる基幹物流施設の整備、JR奈良線高速化・複線化事業の促進等により、本市の近未来には確かな活性化と発展が望めますが、一方では、少子高齢化は顕著となり、人口はここ近年漸減している状況にもあります。

そのまちづくりの中で期待される本市の教育には、「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちの育成という、いつの時代にも変わらぬ教育普遍の目的とともに、本市特有の歴史や文化的な背景、社会資源等を活かしながら、すべての子どもたちに「ふるさと城陽」への誇りと愛着心を育み、本市に住み続けたいという思いを持って成長してもらうこと、そして、その中で未来の本市を担う創造力と実行力のある人材を育成していくことが、大きな使命として求められて

います。

そのためには、学校（園）教育の充実とそれを支える地域と保護者、三者の相互理解・連携が何よりも肝要であり、その総合的な教育力、教育環境を基盤として、子どもたちの「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心身」の成長を促す教育を推進していくことが重要です。

また、ますます多様化・高度化する人々の学習需要や健康長寿化社会等を見据えた生涯学習・社会教育の充実や文化・スポーツの一層の振興も不可欠となっています。

このような現状と教育課題を認識し、本市は日本国憲法と教育基本法に基づき、「教育振興基本計画」や「京都府教育振興プラン」を踏まえながら、「“笑顔輝く”愛着と創造力を育むまちづくり」を理念とする本教育大綱を定め、今後5年間の計画期間として教育行政施策を進めていくものとします。

### Ⅲ 城陽市教育大綱の計画期間

第4次城陽市総合計画後期基本計画の目標年次を踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。但し、計画期間内に上位計画の改訂などで見直しが必要となった場合には、総合教育会議で再度協議し、改めて大綱を策定するものとします。

## IV 人がつながるまちづくり

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校では長期間の臨時休業をはじめとする様々な教育活動の制限など、かつてない状況が今なお続いております。社会においても行動変化が求められ、人々の価値観も大きく変わろうとしています。そういった中で、学校ならではの学びや学校でしかできない教育活動の重要性、また安心・安全なセーフティーネットとしての居場所など、学校の存在意義は大きく見直されてきています。

一方で、デジタル化社会やグローバル化が急速に進展し、新型コロナウイルス感染症の対応とも相まって、これからの学びを支えるICTを効果的に活用し、時代の変化に応じた教育の推進が喫緊の課題となっています。また、次世代の担い手として生きる力を育むことは、成年年齢の引き下げもあり、より重要性を増しているところです。

教育委員会では、こうした時代であるからこそ、社会の変化を前向きに受け止め、実際の社会や生活で生きて働く「知識や技能」、未知な状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力や人間性」をバランスよく身に付け、社会に出てからも学校で学んだことが生かせる人材育成を目指してまいります。

また、子どもから大人まですべての人々が「社会がどのように変化しても、多様な人々とのつながりを保ちながら持続可能な社会を創造していくまちづくり」を目指します。さらに、文化の振興と歴史や伝統の保存・継承がされ、生涯を通じ、市民が自ら学び相互に学び合うことで、生活の向上・充実につながるとともにスポーツ・レクリエーションを楽しみ、心身ともに健やかな市民が育つ社会の形成を目指してまいります。

## V 重点目標

### 1. 学校教育の充実

学校・家庭・地域社会が連携し、すべての子どもが、周囲からの愛情や信頼、期待などに「包み込まれてという感覚」を土台として、自己肯定感を育むことが重要です。

学習活動では、今日までに積み上げてきた指導とICTのベストミックスを図り、「協働的な学び」と「個別最適な学び」を実現します。また、AETを効果的に活用し、英語による表現力の強化と国際感覚を醸成します。同時に、集団活動や地域等との交流を通して豊かな心の培い、認知能力と非認知能力を一体的に育成します。

また、教育の出発点である幼児教育と小学校との連携を前に進めるとともに、小中学校間の連携強化を図り、就学前から高校入学までの切れ目のない教育活動を展開します。

そして、これらの様々な教育活動を積み上げ、めまぐるしく変化する社会を前向きにとらえ、「主体的に学び考える力」、「多様な人とつながる力」、「新たな価値を生み出す力」を育む教育を推進します。

### 2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成

児童・生徒が安心して生活できるまちづくりを行うとともに、快適に学べる教育環境を整備します。

また、青少年を地域全体で見守り、その成長を支援する社会をめざすとともに、青少年がたくましく生きる力や命の大切さを学ぶ遊びや体験などの場を充実します。

さらに、給食を生きた教材として活用し、地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めるとともに、地元野菜の利用促進により地産地消をめざします。

### 3. 生涯学習・社会教育の充実

生涯を通じて市民が自らの多様な学習意欲を充たすため、市民自らの生活の向上・充実に向け積極的に学習に取り組める機会や場を提供します。

また、個人や地域の力により、より良い地域社会となることをめざし、地域全体で子どもの教育を行います。

### 4. 文化芸術の振興

文化財を保存・継承することにより、市民がふるさとに対する誇りと愛着心をもてるまちをめざすとともに市民との協働で、文化財、文化芸術を自然・文化・産業とともに地域資源として活用し、新名神高速道路の開通やJR奈良線の複線化、東部丘陵地の整備などにより増加が見込まれる交流人口を市内に呼び込み、にぎわいと活力のあるまちをめざします。

また、エコミュージアムコア施設・文化財の調査研究施設である歴史民俗資料館を充実し、ふるさとの地域資源を次世代に伝承していくまちをめざします。

さらに、文化芸術活動を行う市民ひとりひとりの自主性、創造性を尊重するとともに、市民が生涯にわたって文化を享受し、健康で生きる喜びを感じながら暮らしていけるまちをめざします。

### 5. スポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが主体的、日常的に城陽市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設を活用しながら健康づくりに取り組みます。

また、あらゆる世代の市民が、性別や障がいの有無に関わりなく、健康でいきいきと生きがいをもって暮らせる社会づくりをめざします。

さらに、各種スポーツにおいて本市出身の選手の活躍を激励し、競技力の向上を目指すなど、スポーツのまち城陽としてまちの活性化をめざすとともに、市民が京都サンガF.C.の選手と交流し、サンガのホームタウンとしてまちの活性化をめざします。

## VI 施策の展開

### 1. 学校教育の充実

- ① 学力向上事業の充実
- ② 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の推進
- ③ 不登校対策事業の充実及びいじめ対策事業の充実
- ④ 公立幼稚園の充実
- ⑤ 特別支援教育の推進
- ⑥ 保育園・幼稚園と小学校の連携促進及び小中学校間の連携強化
- ⑦ 就学・就園に伴う負担軽減策の充実

### 2. 教育環境の充実、健全な青少年の育成

- ① 学校施設改修の実施
- ② 通学路安全対策の推進
- ③ 社会環境の再構築と青少年健全育成体制の充実
- ④ 豊かな体験活動の推進
- ⑤ 地元野菜の利用促進

### 3. 生涯学習・社会教育の充実

- ① 生涯学習の充実と推進
- ② 学習機会の充実と学習支援
- ③ 地域社会の教育力の向上
- ④ 図書館の充実
- ⑤ 生涯学習施設の充実

#### 4. 文化芸術の振興

- ① 文化財の保護と活用
- ② 文化財保護意識の普及・啓発
- ③ 歴史民俗資料館の充実
- ④ エコミュージアムの推進
- ⑤ 文化芸術活動の推進・充実

#### 5. スポーツ・レクリエーションの振興

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進と共生社会の実現
- ② 各団体との連携（支援）と指導者の育成
- ③ スポーツ・レクリエーション施設の充実
- ④ 京都サンガF. C. の支援
- ⑤ スポーツ・レクリエーション活動の活性化の推進